

〔史料紹介〕

尾張徳川家の家臣における將軍謁見の過程

——宝暦一三年の御暇御礼を事例に——

萱 田 寛 也

はじめに

一 石河家をめぐる状況

二 上使の来訪と徳川宗睦の登城

三 謁見の過程

おわりに

はじめに

本稿では、徳川林政史研究所が所蔵する石河家文書に含まれる「宝暦十三年三月廿八日御国許江之御暇被進候其節御供ニ付而登城公義御目見拝領物等之留」〔以下、「公儀御目見拝領物之留」と表記〕の翻刻を掲載するとともに内容の紹介を行う。

本史料は竖帳一冊である。後年に装丁したと思われる外表紙には、「宝暦十三年 公儀御目見拝領物之留」と表題がついている。中表紙に「宝暦十三年三月廿八日御国許江之御暇被進候其節御供ニ付而登城公義御目見

拝領物等之留」と表題がある。白紙を入れると計九丁で、七丁目の表と裏の間に一通の状が挟み込まれている。⁽²⁾

宝暦一一年（一七六一）の宗勝の死去に伴い家督を継いだ宗睦は、同一三年が藩主就任後初めての御暇であった。⁽³⁾ 宗睦は、同年三月二十八日に一〇代將軍徳川家治に御暇の挨拶をするために登城するが、尾張徳川家の家臣で付家老を務めた成瀬正太と子息の正典、年寄役の遠山景慶なども随行した。本史料は、正太・正典・景慶が家治に御目見する時の手順を示したものである。この時の御暇御礼については、正太の活動を編年体で記録した大山城白帝文庫所蔵成瀬家文書中の「正泰公御伝 天地」〔以下、「正泰公御伝」と表記〕にも記述がある。⁽⁵⁾

尾張徳川家の家臣のうち、成瀬・竹腰・渡辺・石河・志水といった「万石以上」の家は、開始時期に差はあるが、將軍に対して自己の参府・御暇や、隠居・継目・家督御礼を行うことが許可されていた。⁽⁶⁾ 尾張徳川家の家臣における將軍との謁見については、白根孝胤氏と寛真理子氏が分析を進めている。白根氏は、享保元年（一七一六）に六代藩主の継友が初めて家督

相続後御暇の許可を申し渡された時に、随行する予定の家臣一〇名が黒書院で八代將軍吉宗に謁見した事例を紹介している⁽⁷⁾。また、同二年に家臣の石河正章が参府した際に、白書院で吉宗に謁見した経緯についても明らかにしている⁽⁸⁾。寛氏は、成瀬家による参府・御暇の儀礼について、尾張藩と幕府との関係性や時期毎の変化に注目しながら分析している⁽⁹⁾。

本稿では、最初に本史料の作成背景について紹介する。次に今回の御暇における宗睦の動向について説明した後、家臣による謁見の過程について述べる。

一 石河家をめぐる状況

「公儀御目見拝領物之留」は石河家文書に含まれるものの、史料中に石河家の人物は出現しない。なぜ、本史料が石河家文書に含まれるのだろうか。

そもそも石河家は、中世以来西美濃地域に勢力を持っていたが、関ヶ原の戦いで西軍方についたため、所領を没収された。その後、慶長一三年（一六〇八）に光忠が当主の時に徳川家康に召し出され、同一五年に美濃国や摂津国に一万石の知行を与えられる。同一七年には義直に付属することを命じられた。以降、同家の当主は代々、尾張徳川家の「万石以上」の家臣として、渡辺家や志水家とともに年寄役を勤めた⁽¹⁰⁾。

石河家は、当主が光忠の時は、江戸に下向した際に將軍に謁見できる家柄であった。しかし、次代の正光が幼少で家督を相続して以降、謁見は中絶してしまった。そこで、光忠の曾孫の正章が、江戸詰の年寄を通じて、老中井上正岑に対して参府・御暇御礼の再開を願ひ出た。その結果、享保元年（一七一六）に八代將軍徳川吉宗から再開が申し渡された⁽¹¹⁾。

本史料が作成された宝暦一三年（一七六三）当時の石河家の当主は光當である。光當は、三月一五日の晩に江戸に到着し⁽¹²⁾、四月一日に江戸城に登城して参府の御礼を行っている。白書院で家治に謁見し、太刀馬代・巻物二、西丸では家基（家治の長男）に太刀・白銀三枚を献上した⁽¹³⁾。

「公儀御目見拝領物之留」には作成者は明記されていない。しかし、本史料の一丁目表に宗睦に随行して登城した家臣として、「隼人正殿・主殿頭殿・自分其外大寄合衆以下之輩⁽¹⁴⁾」と記されていることを踏まえると、「自分」に該当する人物が作成者と考えられる。本史料の特徴の一つとして、御目見の手順を文章だけでなく、図も用いて説明している点が挙げられる。本文中の「自分」に該当する人物が、後掲【図A】では「十郎左衛門」と表記されている。同日の「源明様御代公辺御記録」には、宗睦に随行した家臣として「成瀬隼人正・成瀬主殿頭・遠山十郎左衛門・高木八郎左衛門・田辺新兵衛・野崎源五右衛門⁽¹⁵⁾」と記されているので、「公儀御目見拝領物之留」における「自分」とは、遠山十郎左衛門、すなわち当時年寄役を勤めた遠山景慶を指すといえよう。したがって、本史料の作成者は、遠山景慶と考えられる。

ただし、挟み込まれている書状と堅帳に記される文字の筆跡は異なっているように見えるので、書状の作成者は景慶ではないと思われる。景慶が作成した堅帳の一部を、光當もしくは石河家の関係者が書状に書き写した可能性が考えられる。

二 上使の来訪と徳川宗睦の登城

「公儀御目見拝領物之留」の内容を紹介する前に、今回の御暇御礼前後

の宗睦の様子について述べたい。¹⁶宗睦は、御暇の許可を伝える上使の来訪を市谷屋敷で受けてから、同日中に江戸城に登城した。

まず、宗睦は三月二八日の六時半時に髪斗目・半袴を着用し、家治の上使である老中松平武元の到着を待った。武元が麹町一丁目を通過したという連絡を受け、市谷屋敷の柳之間に移動する。まもなく武元が到着すると知らせを受けたので、玄関まで迎えに出向く。その後、両者は「御対面所」(書院)まで移動し、武元は家治の上意を宗睦に伝えた。また、家治からの下賜として、縮緬三〇巻と白銀一〇〇枚を宗睦は拝領した。

面会を終え、武元を見送った後、宗睦は御座之間で待機していた。その後、家基の上使として派遣された西丸老中の松平康福が麹町一丁目を通過したという知らせが入ったので、武元が来訪した時と同様に、宗睦は柳之間で待機する。「御対面所」(書院)で康福から家基の上意を聞き、家基から縮緬三〇巻と三種二荷を拝領した。康福との面会終了後も、家治の正室の上使として、広敷用人である加藤正鄰が来訪した。正鄰を柳之間に通したところ、五時半時になった。「御対面所」(書院)で正鄰と対面して、正室から下賜された品を受け取った後、¹⁹正鄰の出発を見送った。

その後、御暇の挨拶をするため、²⁰供を連れて宗睦は江戸城に登城する。竹之間で饗応を受け、老中松平輝高を通じて家治の上意を聞いた。饗応が終了すると、宗睦は御座之間に移動し、家治に謁見した。輝高が披露を行い、家治の上意があったうえで、宗睦は御座之間下段の左側に着座する。宗睦は、家治から御暇の許可や下賜の品を受け取ること、家基からも下賜の品があること、饗応や家治との謁見についてありがたいと思っていること、輝高を通じて家治に伝えた。吸物や盃が提供された後、信国の刀(代金三〇枚)が下賜され、²¹御次之間では馬三疋と鷹三居の下賜も伝えられた。²²

それから宗睦は白書院の縁頬で老中と面会し、家治への御礼を述べた。また、「御供之御家老」を通じて、正室や法心院(六代將軍家宣の側室)へ御礼を伝えた。次に宗睦は、西丸に登城して白書院の縁頬で康福と面会し、家基への御礼を述べ、退出後に本丸や西丸の老中や御側用人のものとを訪れ、挨拶をした。

市谷屋敷に戻った宗睦は、四月一日に老中の松平武元・松平輝高、若年寄の酒井忠休、奏者番の戸田氏英・松平乗蒔などを屋敷に招いて饗応した。²³そして六日の朝に市谷屋敷を出発して、一六日に名古屋城に到着した。

三 謁見の過程

続いて本章では、末尾に翻刻を掲載した「公儀御目見拝領物之留」の内容に注目して、尾張徳川家の家臣における將軍謁見の過程について紹介したい。本史料の内容は、①市谷屋敷への上使の来訪や家臣の登城、家臣が將軍に謁見するための練習の様子、②黒書院に出座した家治との謁見の手順、③下賜された品の受け取り方法、④西丸への登城、⑤老中・側用人・若年寄への挨拶の五つに分類される。翻刻中の①～⑥は、執筆者が便宜的に付した。なお、挟み込まれている書状(⑥)は、②とほぼ同一の内容である。②・③・④・⑥の部分には、それぞれ【図A】～【図D】が含まれている(【図D】は口絵3参照)。以下、①から順にそれぞれの内容を述べる。

①の最初の一つ書では、前章で紹介したように、宗睦の暇の許可を伝える上使として、松平右近將監武元が市谷屋敷を訪れたことが記される。上使の来訪と同じ日に、宗睦は家治に御礼を伝えるため登城する。市谷屋敷を出発した時刻は、五時半時であった。宗睦とともに帰国する成瀬隼人正

正太・成瀬主殿頭正典・遠山十郎左衛門景慶や大寄合衆などが、鬨斗目と半袴を着用して、宗睦に続いて登城する。

正太たちは玄関を入ると、大廊下中央の西側の張付壁に接する位置で待機した。他の家臣は、年寄役の織田遠江貞辰が着座する辺りに待機する。

その後、将軍に謁見する練習が行われるが、正太は先に黒書院で練習を終えた。そのため正太以外の家臣が練習を行った。白書院で将軍と謁見する想定で、目付の指示で正典や景慶などは、桜之間の敷居の外側に並んだ。

そして、奏者番・大目付・目付の差配に従い、練習を進めた。練習終了後、目付の指示で竹之廊下の中央西側に移動し、②家治との謁見に備える。

前述のとおり、②の内容は、挟み込まれている状の内容⑥とほぼ同一である。したがって、②に含まれる【図A】と⑥に含まれる【図D】が似通っている。

竹之廊下に控えていた家臣のうち、正太・正典・景慶の三人（翻刻や【図A】の「二」の場所）が、肩衣を脱ぎ、目付の会釈に従って、溜之間近くに移動する。目付の横に、正太・正典・景慶の順に並ぶ（同「二」の場所）。先に正太が黒書院で家治に謁見する。「正泰公御伝」によると、奏者番の土井大炊頭利里が披露を行い、家治の上意として月番老中の松平右京大夫輝高を通じて馬の下賜が伝えられた後に正太は退出する。⁽²⁴⁾

その後、目付が会釈をしてから、正典と景慶が溜之間に入ってすぐの位置に着座する（同「三」の場所）。溜之間には、輝高をはじめ老中が待機していて、正典と景慶に御暇の許可と品物の下賜があることを伝える。伝達が終わると、同じく溜之間に控えていた奏者番の戸田采女正氏英の会釈に応じて、二人が一緒に溜之間のうち黒書院下段縁頬の近くに移動し、正典・景慶の順に並ぶ。そして、奏者番の利里が黒書院下段縁頬に進み（同

【●】の場所）、氏英の会釈を受けて、まず正典が黒書院下段縁頬に進んだ（同「五」の場所）。利里の披露が終わり、正典は拝伏したまま少し縁頬の奥側に進み、再び氏英が会釈をしてから景慶が家治に謁見した。同じく利里が披露する最中に、景慶は御札をした。この時に輝高から両者に御暇の許可と下賜の品があることを伝えられ、謁見は終了し、退出した。退出後は、肩衣を着用して大廊下に向かい、上之部屋の入口でそれぞれ御札を述べた。

続いて正太・正典・景慶は、躑躅之間に移動して下賜された品の受け取りに向かう。⁽²⁶⁾③はその受け取り方法について説明した箇所である。三人は、まず、躑躅之間のうち御次に控える（翻刻や【図B】の「一」の場所）。進物番が躑躅之間の北側から南側に向かって、三人に下賜された品を広蓋に載せて運び、奏者番衆の前に置く。広蓋を開ける時に、目付の会釈を受けて、正太らは一人ずつ広蓋の前に移動する（同「二」の場所）。広蓋の前では、正太らは拝伏のみである。品物を頂戴後、少し左にずれる（同「三」の場所）。そして、同席した月番老中の輝高に向かって御札を述べて退出する。ただし、輝高への御札は簡単なもので問題なかった。

下賜された品物の受け取りが終わると、④西丸への登城にうつる。三人は、尾張藩の城附に退出の旨を知らせ、そのまま中之口から退出する。あらかじめ中之口には、供を待機させていた。若年寄の案内にしたがって西丸に向かい、玄関を通して大広間に移動する。大広間における奏者番や大目付との謁見の手順を示したものが【図C】である。三人は、最初は大広間の中之間から離れた場所に控えた（翻刻や【図C】の「一」の場所）。中之間とは二之間を指すと考えられる。⁽²⁸⁾奏者番が出座したタイミングで、三人は「二」の場所（三之間に入ってすぐの場所と思われる）に移動する。奏者番と顔

を見交わしたら、三人は一緒に中之間に進み「三」の場所、着座する奏者番と大目付に御札を述べて退出した。奏者番と謁見する時も肩衣はそのままで、御札も簡単な挨拶であった。

なお、正太と正典には家基より下賜の品があった。「正泰公御伝」によると、躑躅之間において奏者番の牧野遠江守康満が同席したうえで、西丸老中の松平周防守康福を通じて家基より下賜があることを伝えられた。正太と正典にはそれぞれ巻物三が下賜されたという。²⁹⁾

その後、城附への挨拶を経て、⑤老中・側用人・若年寄への挨拶に向かう。今回の事例では、正太らは、水野壱岐守忠見(若年寄)↓板倉佐渡守勝清(側用人)↓松平武元(老中)↓鳥居伊賀守忠意(西丸若年寄)↓小出信濃守英持(若年寄)↓松平輝高(老中)↓松平康福(西丸老中)↓松平摂津守忠恒(若年寄)↓酒井石見守忠休(同)↓酒井左衛門尉忠寄(老中)↓秋元但馬守涼朝(同)の順に挨拶に訪れた。挨拶の際の口上では、自身の名前と尾張徳川家の家老であること、本日は暇の拝領物に対する御札として伺ったことを伝えた。作成者の景慶によると、先例を調べたうえで、右の内容を伝えたところ、相手には「至極よろしく候也」と好意的に受け止められたようである。

江戸城を出て市谷屋敷には、九つ時半に到着した。宗睦への御札は、御用人を介して書状で伝えた。詳細は留書方に何うように指示をしている。

前述のように、⑥は②と同じく黒書院において家治に謁見する手順について示したものである。内容はほぼ同一である。ただし、肩衣の着脱に関する記述がないこと、②では「自分」に相当する箇所が「十郎左衛門方」と記されていることが、②との違いとして指摘できる。

おわりに

本稿で紹介した「公儀御目見拝領物之留」は、藩主の御暇御札時において尾張徳川家の家臣が將軍に謁見する過程だけでなく、下賜された品を受け取る過程や西丸での動向などについても、図を交えつつ詳しく説明している。この分野の研究が進展する一助になるのではないかと考える。

註

- (1) 石河家文書五。
- (2) 挟み込まれている書状は、公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所・徳川美術館編『尾張家臣団』(公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所、二〇二五年)一四頁にも写真を掲載している。
- (3) 「源明様御代公辺御記録」宝暦一三年三月廿八日条(徳川林政史研究所蔵旧蓬左文庫所蔵史料一四〇―一(二二五))。
- (4) 天明元年(一七八二)一〇月二五日に正太から正泰に改名。改名した理由は、同月一五日に宗睦の嫡男として誕生した五郎太との名前の重複を避けるためであった(白水正「成瀬正太と徳川宗春―『正泰公御伝』から―」(犬山城白帝文庫『研究紀要』二号、二〇〇八年)二頁)。
- (5) 成瀬家文書一八八五、宝暦一一年三月二十八日条、「犬山城白帝文庫 所蔵文書翻刻『正泰公御傳 地』」(犬山城白帝文庫『研究紀要』一一号、二〇一七年)八七頁。この時の御暇御札について、「正泰公御伝」では左のように記されている。関字は一字空き、平出は二字空きで表記。読点は執筆者が付した。へは割書を示す。

一 同年三月二十八日 宗睦卿御帰国供奉之御暇被 仰出、拝領物被 仰付、於桜之間老中烈坐、松平右京大夫方申渡有之、於御黒書院 家治公江御目見、奏者番土井大炊頭披露、上意に依て御馬拝領、右京大夫方

御取合退去、於躰躑之間右京大夫方出席、大炊頭侍座、紗綾五卷・白銀廿枚拝領、大炊頭取合、於西九大広間謁于奏者番牧野遠江守、於躰躑間老中松平周防守方出席、遠江守侍座、從 竹千代君拝領物被 仰付旨申渡有之、再罷出、巻物三拝領之、遠江守取合退去、

但民部少輔(正典)同様御暇拝領物有之、委しくは別に記、

なお、「正泰公御伝」についての情報は、註(4)文献のほか、寺岡希華『「正泰公御傳 天・地」解題』(犬山城白帝文庫『研究紀要』一一号)を参照。

(6) 白根孝胤「江戸における尾張家の『御礼』と家格認識」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』(清文堂出版、二〇〇一年)。

(7) 「参勤交代における『万石以上』家臣の身分と格式―尾張家を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』四二号、二〇〇八年)。

(8) 註(7)。

(9) 「成瀬家の参府・御暇と家格」(犬山城白帝文庫『研究紀要』一六号、二〇二二年)。

(10) 石河家の概要については、名古屋市教育委員会編『名古屋叢書続編 第十七巻 士林汨汨(一)』(名古屋市教育委員会、一九六六年 七三―八三頁、「徳川林政史研究所所蔵 石河家文書目録(一)」(徳川林政史研究所『研究紀要』三九号、二〇〇五年)、註(7)一二二頁を参照。

(11) 註(7)。

(12) 「江戸御小納戸日記」第八冊(徳川林政史研究所所蔵尾張徳川家文書尾二一〇六)宝暦二三年三月十六日条。

(13) 註(3)宝暦二三年四月初日条。前日に月番老中の松平輝高から光當に対して、四月一日に参府御礼のために登城することを申し渡す書状が届いている(註(12)宝暦二三年三月晦日条)。

(14) 「公儀御目見拝領物之留」より引用する場合は、煩雑を避けるため、出典は明記しない。なお、引用文中の「隼人正」は成瀬正太、「主殿頭」は成瀬正典である。

(15) 註(3)。高木八郎左衛門は大寄合、田辺新兵衛(諱は常治)は番頭、野崎源五右衛門(諱は兼敏)は御用人に就いていた。

(16) 註(3)のほか、註(12)宝暦二三年三月廿八日条を参照。

(17) 市谷屋敷内の各部屋については、「御殿中惣図」(徳川林政史研究所所蔵図物甲四五八)を参照。同絵図は【参考図】として末尾に掲載。

(18) 註(12)では縮緬を三〇巻拝領したと記されているが、註(3)では紗綾三〇巻を拝領したと記されている。

(19) 紅白の縮緬一〇巻と二種一荷を下賜された。

(20) 参勤交代時における尾張徳川家当主による将軍への謁見については、深井雅海「江戸城―本丸御殿と幕府政治」(中央公論新社、二〇〇八年)一四〇―一四一頁を参照。また、今回の事例ではないが、尾張徳川家当主が御暇御礼のために登城した時の様子については、「年中御登城之節御式御覚書」のうち「御帰国三付御登城之御次第」(深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜 第4巻(尾張藩主江戸城御殿席図 尾張藩江戸屋敷席図)』(東洋書林、二〇〇一年)一五七―一七二頁)に詳しい。

(21) 深井雅海氏は、国持大名など特定の大名家に限り、参勤交代で初めて領国に帰る時に将軍から刀剣が下賜されたと指摘している(「刀剣と格付け 徳川将軍家と名工たち」(吉川弘文館、二〇一八年)六七―七〇頁)。

(22) 刀は二八日中に箱に封をした状態で市谷屋敷に届けられ、馬と鷹は翌日に届けられた(註(12)宝暦二三年三月廿八日・廿九日条)。

(23) 「源明様御代御記録」宝暦二三年四月初日条(徳川林政史研究所所蔵旧蓬左文庫所蔵史料一四〇―一(三一七)。通常は老中たちを「南御座之間」に招いていたが、今回は宗睦が「初而 御入国之御暇」のため、御対面所で饗応が行われた(註(12)宝暦二三年四月初日条。市谷屋敷への老中招請については、徳川美術館編『尾張徳川家初代義直襲封四〇〇年記念 尾張の殿様物語』(徳川美術館、二〇〇七年)一二〇―一二二頁を参照)。

(24) 註(5)。

(25) 註(3)によると、正太には巻物五と白銀二〇枚と馬一匹、正典と景慶にはそれぞれ巻物五が下賜された。

(26) 一般的に躰躑之間で拝領物を受け取るのは御家人で、大名の家臣は檜之間で受け取ることが多かった(深井雅海『表』空間の政治運営に見る格式)同「江戸

城御殿の構造と儀礼の研究 空間に示される権威と秩序〔吉川弘文館、二〇二一年、初出は二〇一八年〕二〇五～二〇九頁。御三家の家臣であるため、正太らが躑躅之間で拝領物を受け取った可能性が考えられる。

(27) 留守居のこと。御三家では城附と呼ばれた。尾張徳川家の城附は、毎日江戸城に出仕した。城附の職務については、白根孝胤「尾張藩における幕藩間交渉と城附・『取持』」〔岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第二篇〕〔清文堂出版、二〇〇四年〕に詳しい。

(28) 部屋の名称については、「西丸御殿向二建目御修改中謁席図」〔深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜 第2巻（奏者番勤方席図 二）』東洋書林、二〇〇一年〕四三二頁を参照。

(29) 註(5)。

凡例

一、本翻刻は、徳川林政史研究所所蔵石河家文書中の「宝暦十三末年三月廿八日御国許江之御暇被進候其節御供ニ付而登城公義御目見拝領物等之留」(石河家文書五)の全文である。

一、漢字は原則として新字体を用いた。

一、解読の便宜上、文中に読点(・)と並列点(・)を加えた。

一、闕字は一字空きで表記している。

一、人名には初出のみ()で諱を付した。

一、脱字と思われる箇所は、()でその旨を記した。

一、「」内の文字は朱字を示す。

一、割書はへで示している。割書内の／は改行位置を表す。

一、【図A】～【図D】は、模式図を末尾に掲載した。

(外題) 宝暦十三年

公儀御目見拝領物之留

(内題) 宝暦十三末年三月廿八日

御国許江之御暇被進候其節

御供ニ付而登城

公義御目見拝領物等之留

三月廿八日

一今日 御国許江之御暇被進候付、為 上使松平右近將監(武元)殿今朝六

半時出宅、御出之旨、昨日御申聞有之、仍之六つ時出宅、熨斗目麻上下着用、出 殿、上使如例相済、五つ半時御供揃ニ而 御登城、御跡今(度)御供ニ被召連候隼人正(成瀬正太)殿・主殿頭(成瀬正典)殿・自分(遠山景慶)其外大寄合衆以下之輩何連ものしめ半上下にて差統登 城、

一御玄関の上り、大廊下中程西御張付際比上座ニ如例控罷在候、尤御供之仲満衆織田遠江(貞辰)殿着座之辺ニも見合控居候也、

一追付御白書院にて稽古ニ付、(隼人正殿ニハ／御黒書院にて／先達而／稽古相済)御目付衆差図有之、桜之間敷居際より外ト江東御障子江付主殿(頭脱カ)殿以下列座、御奏者番衆・大目付衆・御目付衆等差配之上追々稽古相済、

一重而御目付衆差図有而何れも竹之御廊下江相越、例之ことく右御廊下中程西之方ニ列居、(①)

一御黒書院 出御之上 御目見之次第等左之如图、

【図A】

右図之通「一」ノ着座所ニ肩をぬき置、御目付衆会釈ニ随ひ、「二」ノ印之所江順々ニ寄り、隼人(正脱カ)殿御暇拝領物御目見済而退去、引継御目付衆会釈之節主殿(頭脱カ)殿と自分兩人一所ニ「三」ノ印之所江出席、御老中方列座、御暇拝領物之義被仰渡、済而各御次江伺公否侍座之御奏者番衆会釈ニしたかひ、兩人とも一所ニ「四」ノ印之所江相越着座、披露之御奏者番衆「●」之所へ出席、差つ、き引出之御奏者番衆会釈有之、「五」ノ印之所江主殿(頭脱カ)殿出席、披露済而拝伏なりに少シ座をくり上り被申候内引出し之御奏者番衆会釈ニしたかひ、主殿(頭脱カ)殿之次

江出席、披露有之時御礼、此節御暇拝領物被 仰付難有旨右京大夫（松平輝高）殿御取合相済而退去、

一直三肩を取、大廊下江相越揃候上、御部屋入口にて何連も御礼申上ル、尤御供之仲満衆御取合、(2)

一右済而直二つ、じ之間へ相越、拝領物之次第如左、

【図B】

右図之通最初「一」ノ印之所ニ控、此時肩懷中、上之方より進物番衆拝領物広ふたニ載持出、御奏者番衆之前ニ置、開ク時御目付衆会釈有而、広蓋之前「二」ノ印之所江出席頂戴、少無つ之「三」ノ印之通月番之方江向ひ、御礼申上退去、尤頂戴致方ハ唯広蓋之前にて急度拝伏迄也、御礼之儀も口上等之訳ハ勿論無之、(3)

一右済而御城附江退出之旨為知申聞、直ニ中ノ口ハ退出（兼而中ノ口江／供廻し置候）、西丸江登城（此節道筋／若年寄衆相勤ル）、御玄關ハ上り、大広間ニ而御奏者番衆江被謁、左之如図、

【図C】

右図之通最初「一」ノ印之所ニ控罷在、御奏者番衆出席之頃「二」之印之所へ着座、見合直ニ「三」ノ印之所江隼人（正脱カ）殿・主殿（頭脱カ）殿・自分三人一所ニ相越御礼、直ニ退去、是又強而口上ニ不及時宜計也、此時も肩懷中(4)

一右済而御城附江ちよと挨拶いたし、直ニ退出、御老中方・御側御用人

尾張徳川家の家臣における將軍謁見の過程

衆・若年寄衆等左之順之通相廻り、市買江出 殿、九つ半時也、

廻り順如左

十	御老中	酒井左衛門尉（忠寄）殿
三	同	松平右近將監殿
西丸下りかけ		
十一	同	秋元但馬守（涼朝）殿
六	同	松平右京大夫殿
七	西丸同	松平周防守（康福）殿
二	御側御用人板倉佐渡守（勝清）殿	
五	若年寄	小出信濃守（英持）殿
八	同	松平摂津守（忠恒）殿
一	同	水野壱岐守（忠見）殿
九	同	酒井石見守（忠休）殿
四	西丸同	鳥居伊賀守（忠意）殿
口上ハ名を申、尾張殿家老にて候、今日御暇拝領物等之御礼として致伺公候、宜と申述ル也、		
口上書も調候へとも相考候上、右之通申述候処、至極よろしく候也、		

一出殿之上御礼之儀御用人文を以申上之、委細ハ留書方ヨリ調候て申聞くれ候也、(5)

(七丁目に挟み込みの状)

【図D】

右図之通「一」ノ着座所ハ御目付衆会釈ニ随ひ、「二」ノ印之所江三人共ニ順々ニ寄り、隼人正方御暇拝領物御目見済而退去、引繼御目付衆会釈之節、主殿頭方・十郎左衛門方兩人一所ニ「三」ノ印之所江出席、御老中方列座、御暇拝領物之儀被仰渡、済而各御次江伺公否侍座之御奏者番衆会釈ニ随ひ、兩人とも一所ニ「四」ノ印之所江相越、披露之御奏者番衆「●」ノ印之所江出席、差つ、き引出之御奏者番衆会釈有之、「五」ノ印之所江主殿頭方出席、披露済而拝伏なりニ少シ座をくり上り候内ニ引出之御奏者番衆会釈ニ随ひ、十郎左衛門方出席、披露有之時御礼、此節月番之御老中御取合相済而兩人一所ニ退去、(⑥)

宝曆十三年

公儀御目見拝領物之留

石 河

1

5

寶曆十三年三月廿六日
所國所より所へ之進上
申付る上
上美御目見御物之留

一今日所國所沙所進分乃

[illegible]

上座の倒扣杯を以て仲御衣
袖の縫い及び衣の縫い等々

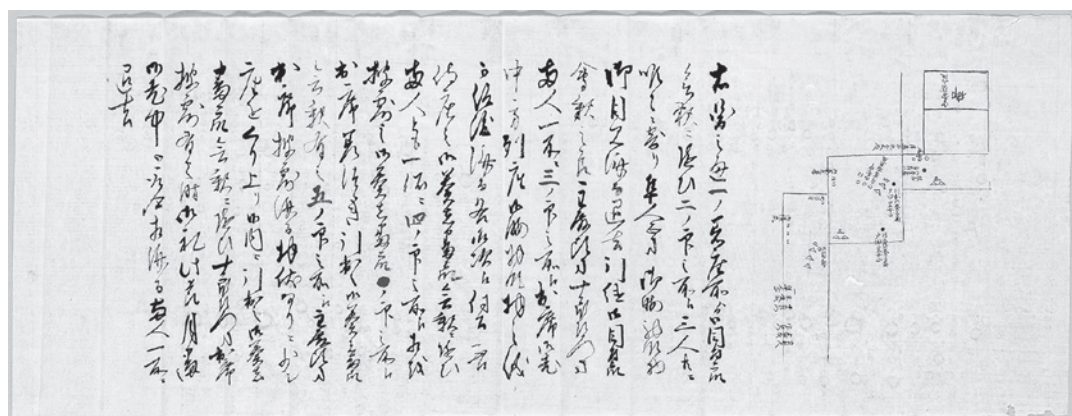
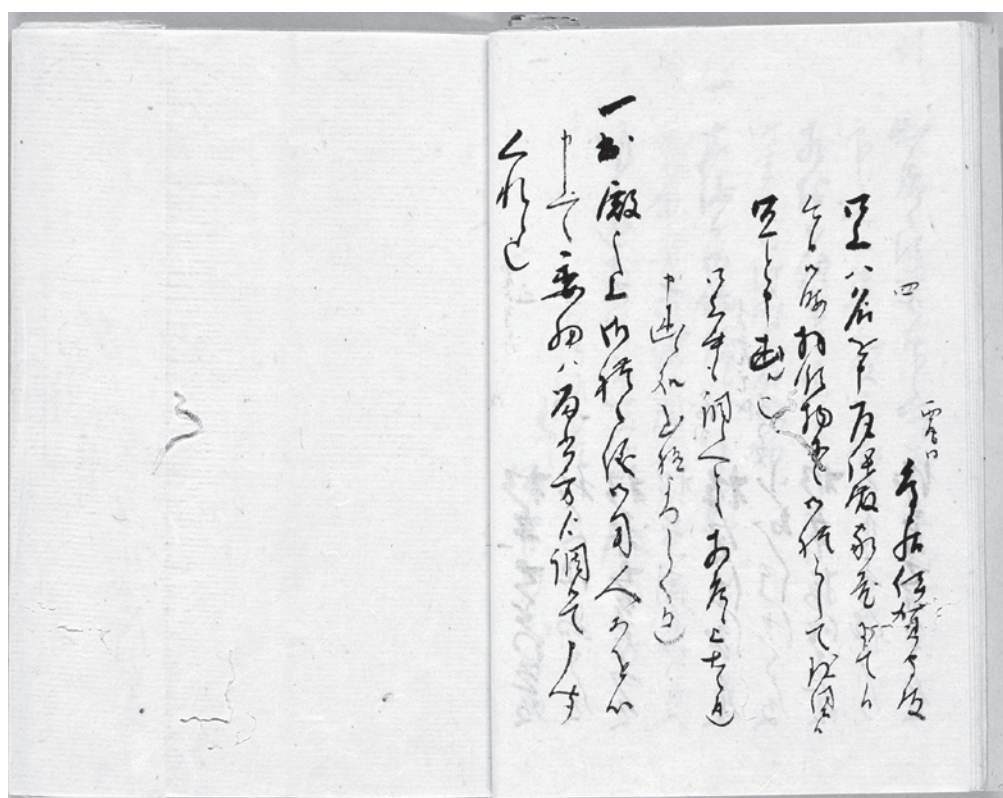
近有沙白書院之甥古者鮮人及之

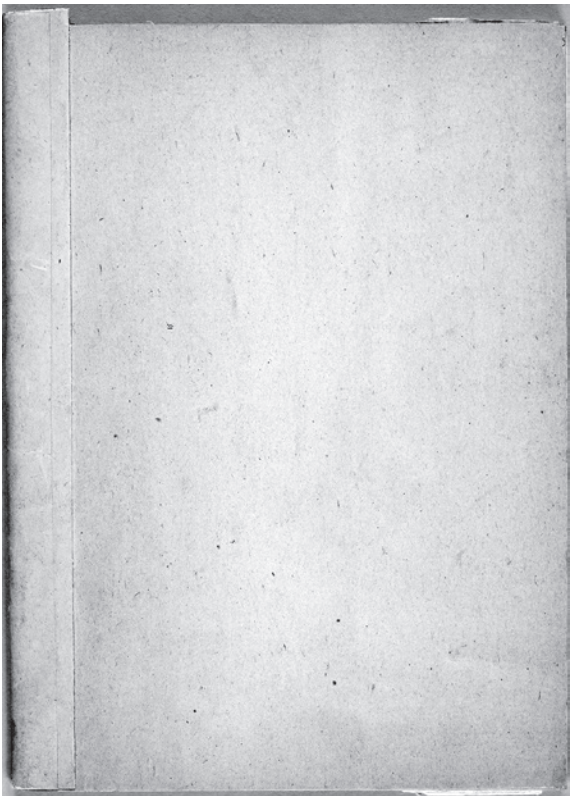
[illegible]

重以自見其有餘也

おれ例々大座下中往西方。

一 所患甚 出所之 所因之 安未
有也





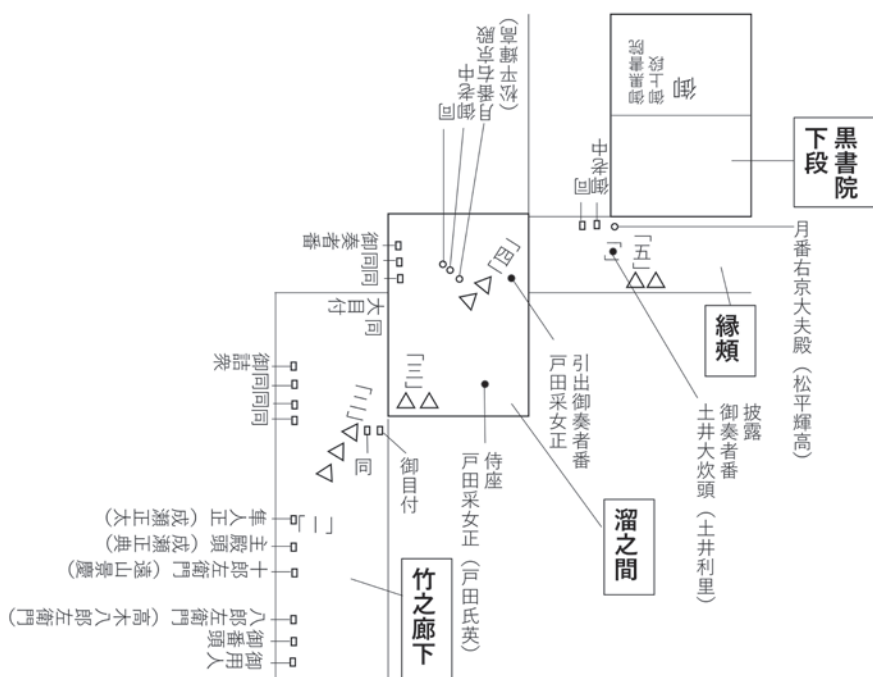


图 A

- ・「 」内の文字は朱字を表す。
・枠内の太字と()内の文字は執筆者が追記した。
図B～Dも同様。

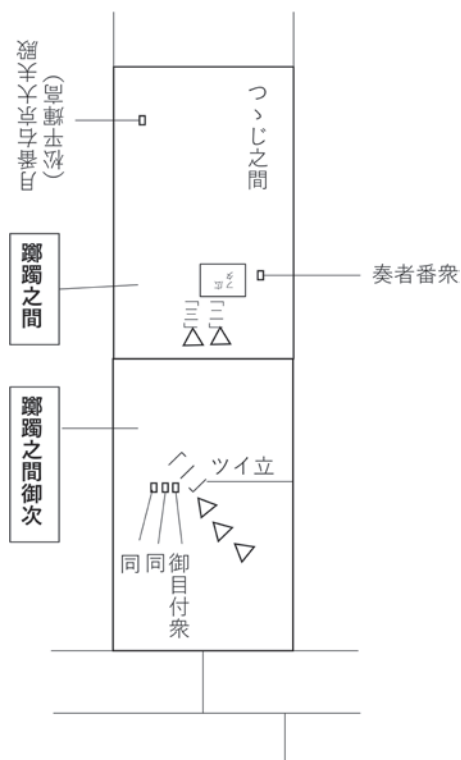
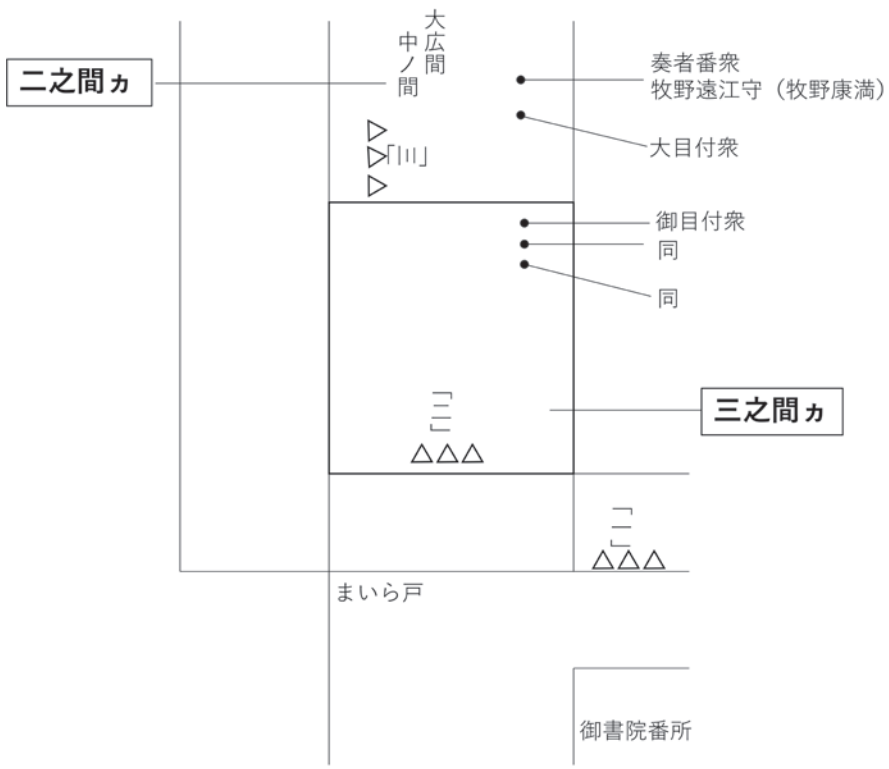
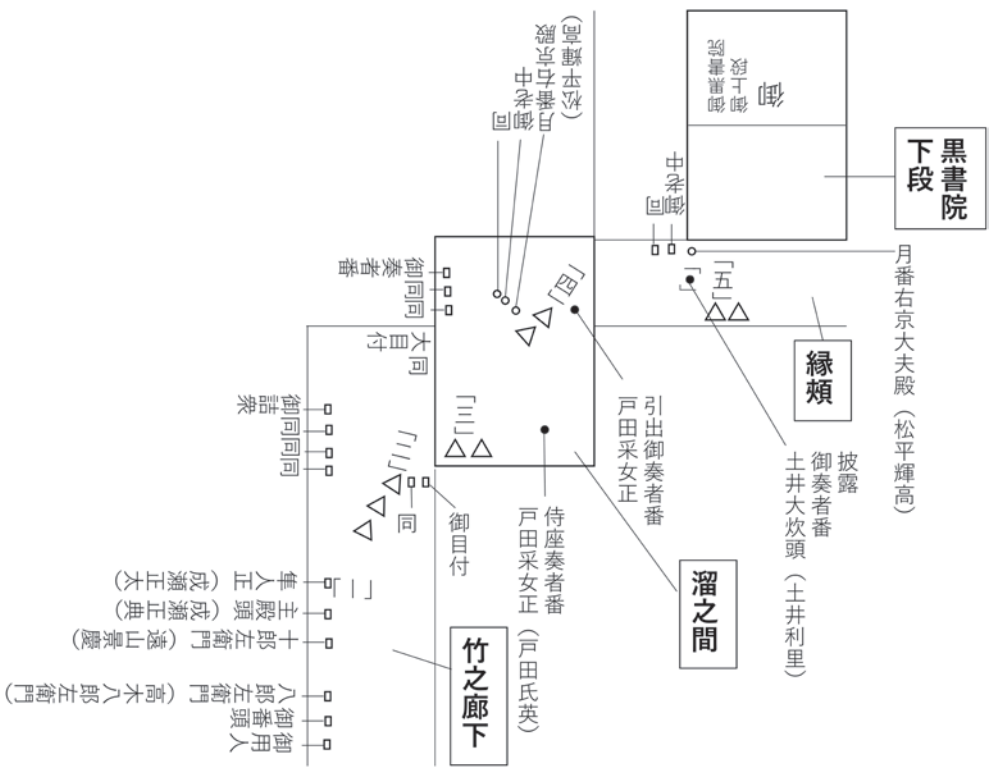


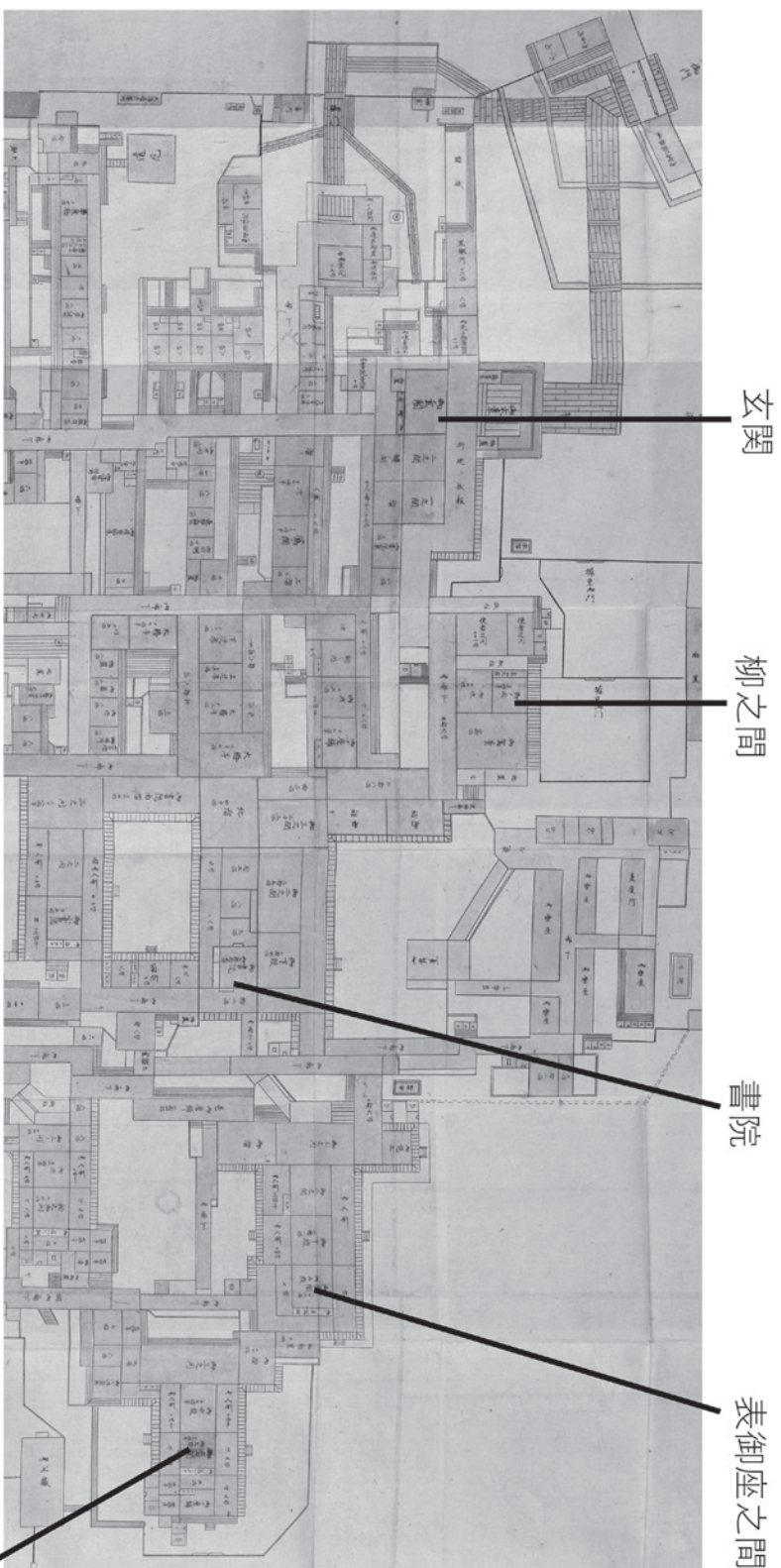
図 B



図C



図D



参考図 「御殿中惣図」(部分)
(徳川林政史研究所蔵、図物甲458)

